鹿児島県鹿児島市小山田町
三八四番一　一号から三号まで
四〇四番一　四号
三八三番一　五号及び六号
三八三番三　七号
一二七番一　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桜ヶ迫第3谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県薩摩川内市里町里
字櫻ヶ廻　四一二番一　一号
四一一番　二号
四〇三番　三号
四〇三番地先道路敷　四号から六号まで
四〇五番地先道路敷　七号
四〇六番地先道路敷　八号
四二九番　九号
四一八番一　十号
四一四番　十一号及び十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上の宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鹿児島県垂水市新御堂
字梅木ノ谷　七〇三番二
七〇三番四から七〇三番六まで
七〇三番一〇
七〇三番一七から七〇三番一九まで
七〇三番二四
七〇六番一及び七〇六番二
七〇七番一及び七〇七番二
七〇八番から七一二番まで
七一三番一
七二六番一及び七二六番二
七二七番一及び七二七番二
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
仁之野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県南九州市川辺町清水
字薗尾野　九六五二番一及び九六五二番二
九六五三番一から九六五三番四まで
九六五四番一から九六五四番三まで
九六五六番一
字土橋ヶ迫　九六七〇番三
九六七一番一及び九六七一番二
九六七二番一から九六七二番三まで
九六七三番及び九六七四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の仁之野川の中心線から左岸五メートル右岸十四メートルまでの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の仁之野川の中心線から左岸八メートル右岸二十一メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の仁之野川の中心線から左岸三メートル右岸十七メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県南九州市川辺町清水
字薗尾野　九六五四番二　一号
九六五六番二　三号
九六五九番二　五号
九六七一番一　二号
九六六七番四　四号
九六六五番一　六号
九六六二番二地先道路敷　八号
九六〇三番　七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字二野之瀬久井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の瀬久井川の中心線から左岸四メートル右岸七メートルまでの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の瀬久井川の中心線から左岸八メートル右岸七メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の瀬久井川の中心線から左岸八メートル右岸三メートルまでの土地の区域（平成六年建設省告示第二千三百四十七号で指定した同号三十六に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字瀬久井原
一〇一三番一　一号
一〇一〇番一二　二号及び四号
一〇一三番一地先河川敷　三号
一〇一三番二七　五号
一〇一〇番一三　六号
一〇一三番七　七号
一〇一八番　八号

○国土交通省告示第四百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥ヶ丸谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の鳥ヶ丸谷の川の中心線から左右各岸二十五メートルまでの土地の区域（昭和四十六年建設省告示第九百五十七号で指定した土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第四百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－486号	防火戸（Ａ０級）	ＡＮ－017－ＨＷ	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｆ－487号	〃	ＡＮ－107－ＨＷ	〃	〃

○国土交通省告示第四百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日
国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－484号	火災の危険の少ない家具（椅子）	ＰＨＳ300Ｌ１	天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場1番地3
第Ｆ－485号	〃	ＰＨＳ300Ｌ２	〃	〃

徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字木屋ケ谷
六番一　一号
二六番五　二号
三番　三号
二八番五　四号

○国土交通省告示第四百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳間沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県いわき市内郷白水町柳間
一一番一　一号
八四番一　二号
八六番　三号
八九番　四号及び五号
九〇番　六号
九三番　七号及び八号